

八丈町災害復興計画

(令和 7 年台風第 22 号、第 23 号)



令和 8 年 2 月
八丈町



目次

1.	計画の概要.....	1
(1)	計画策定の目的.....	1
(2)	計画の対象地域.....	2
(3)	計画期間.....	3
(4)	計画の位置づけ.....	3
2.	令和7年台風第22号、第23号に伴う災害の概要.....	4
(1)	気象状況.....	4
(2)	被害状況.....	5
3.	復興の方向性.....	12
(1)	基本理念.....	12
(2)	基本方針.....	13
4.	復興施策.....	14
(1)	基本方針① 生活と仕事の再建(安心の回復).....	14
(2)	基本方針② 社会基盤の復旧と強靱化(安全の確保).....	20
(3)	基本方針③ 産業復興と防災まちづくり(持続的成長).....	24
5.	復興計画の推進に向けて.....	32
(1)	住民・地域・行政の協働による推進.....	32
(2)	復興推進体制の確立と多様な主体との連携.....	32
(3)	進捗管理の徹底による着実な復興推進.....	32
(4)	災害教訓の継承と防災意識の向上.....	33
(5)	財源確保と持続可能な行財政運営.....	33

1. 計画の概要

(1) 計画策定の目的

八丈町では、これまで八丈町基本構想・基本計画（令和3年策定）、八丈町国土強靱化地域計画（令和4年3月策定）、八丈町地域防災計画（令和3年度修正）等に基づき、防災・減災に向けた取組を推進してきました。

しかし、令和7年に発生した台風第22号及び第23号は、観測史上まれにみる記録的な強風と大雨をもたらしました。台風第22号では最大瞬間風速54.7m、24時間降水量356.5mmを記録し、建物約600棟が被害を受け、多数の土砂災害が発生し、最大4,100戸が断水するなど島全体が深刻な打撃を受けました。さらに、わずか4日後に接近した台風第23号により被害は一層拡大し、農水産業関連被害額は17.6億円を超え、農産業、水産業、観光業にも甚大な影響が生じました。現在も一部地域で復旧作業が続き、生活再建に時間を要する状況が続いています。

このような被害の大きさを踏まえ、国は八丈町を「局地激甚災害」に指定しました。また、東京都においても暴風特別警報が発表された八丈町に対し、災害救助法の適用を決定するとともに、被災者生活再建支援法を適用するなど、国・都の支援体制が整えられています。

八丈町災害復興計画（以下「本計画」という。）は、これらの支援制度を最大限に活用しつつ、被災からの「復旧」を超えて「強靱で持続可能な島づくり」を実現するため、次の目的を掲げて策定するものです。

- ① 被災された方々が一日も早く安心して暮らせる生活を取り戻せるよう、住宅・ライフラインの迅速な復旧と生活再建支援を進めること
- ② 災害に強く、同じような被害を二度と繰り返さないまちづくりを推進するため、防災インフラの強化、避難体制の見直し、ハザードマップの精緻化等のレジリエンスの強化を行うこと
- ③ 島固有の豊かな自然環境や美しい景観を守りつつ、環境に配慮した復興を進め、八丈島の魅力をさらに高めること
- ④ 農業・漁業・観光業を中心とする地域産業の早期再生を図り、雇用の確保と地域経済の活性化を実現すること
- ⑤ 災害に強い地域コミュニティを再構築し、住民・地域団体・事業者・行

政が連携して支えあう「共助の力」を高めること

- ⑥ 人口減少や人材育成といった地域固有の課題に対応し、医療・福祉・教育を含む地域の生活インフラを強化すること
- ⑦ 防災 DX・観光 DX・農水産 DX などデジタル技術を活用し、効率的で持続可能な復興を進めること
- ⑧ グリーンエネルギーや自然環境の再生を軸とした「環境調和型復興」を推進し、離島としての資源価値を高めること
- ⑨ 行政・住民・企業・NPO・学識者・関係機関との協働を強化し、参加型の復興を推進すること
- ⑩ 復興の進捗を検証し、透明性のある PDCA サイクルの実施により、継続的に改善していくこと

以上を基本的な目的として、本計画を策定・推進します。

▶ レジリエンスとは

レジリエンス (Resilience) は英語で「回復力」や「しなやかさ」を意味します。災害が起きても、地域や暮らしの被害をできるだけ減らし、早く生活を取り戻す力のことです。この力は、避難所の運営改善や壊れた施設・道路の強化だけでなく、産業や経済活動の再建、物流やサプライチェーンの維持、情報通信やエネルギーなど重要インフラの復旧も含みます。つまり、復旧するだけでなく、次の災害に備えて社会全体をより安全で強い仕組みに進化させることです。日本では「強さとしなやかさ」を兼ね備えた国土強靱化の理念として推進されています。

(2) 計画の対象地域

本計画の対象地域は、令和7年台風第22号及び第23号等により甚大な被害を受けた町内全域とします。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、八丈町基本構想の終期が令和12年度であることを考慮し、令和7年度から令和12年度までの約5年間とします。この間に、急務である被災者の生活再建から中長期的な取組である災害に強いまちづくりまで、島の復興に必要な各種施策を推進します。

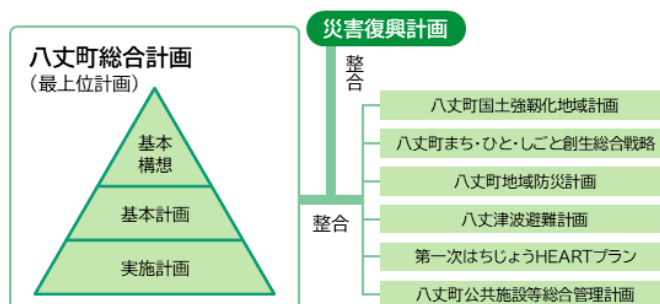
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
八丈町基本構想	→						
本計画		被災 ⚠	←→				

(4) 計画の位置づけ

本計画は、八丈町の将来の基本的方向を示す八丈町基本構想・基本計画を踏まえ、被災者の生活再建や産業復興、より良い復興（ビルド・バック・ベター¹⁾）を実現するために、復興の基本的な方向性や取り組むべき施策を示すものとして示します。

また、後期基本計画や第3期総合戦略では、本計画との整合も図りながら、八丈町を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応した計画を策定する予定です。

計画体系図



¹⁾ 平成27年3月に宮城県仙台市で開催された第3回国連防災世界会議の成果文書である「仙台防災枠組」において示された考え方。災害の復旧・復興段階を国や地域の強靱化を進めるための重要な機会と捉え、次の災害発生に備え事前防災・減災の取組を行うこと。

2. 令和7年台風第22号、第23号に伴う災害の概要

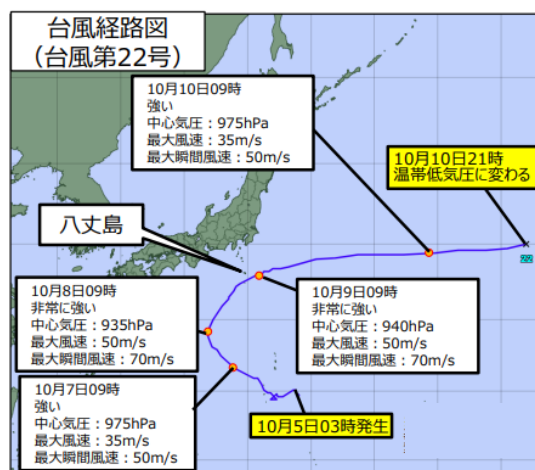
(1) 気象状況

10月5日3時に小笠原近海で発生した台風第22号は、非常に強い勢力となって北上し、8日には中心気圧935hPa、中心付近の最大風速50m、最大瞬間風速70mとなりました。その後、9日明け方から朝にかけて伊豆諸島に最も接近し、伊豆諸島南部では猛烈な風が吹き、海はうねりを伴い猛烈なしけとなりました。

台風第22号の影響で、八丈島では最大風速34.5m、最大瞬間風速54.7mを観測、八重見ヶ原では最大風速34.3m、最大瞬間風速54.0mを観測し、記録的な暴風となりました。また、八丈島の24時間降水量が356.5mmを記録し、観測史上まれにみる大雨に見舞われました。

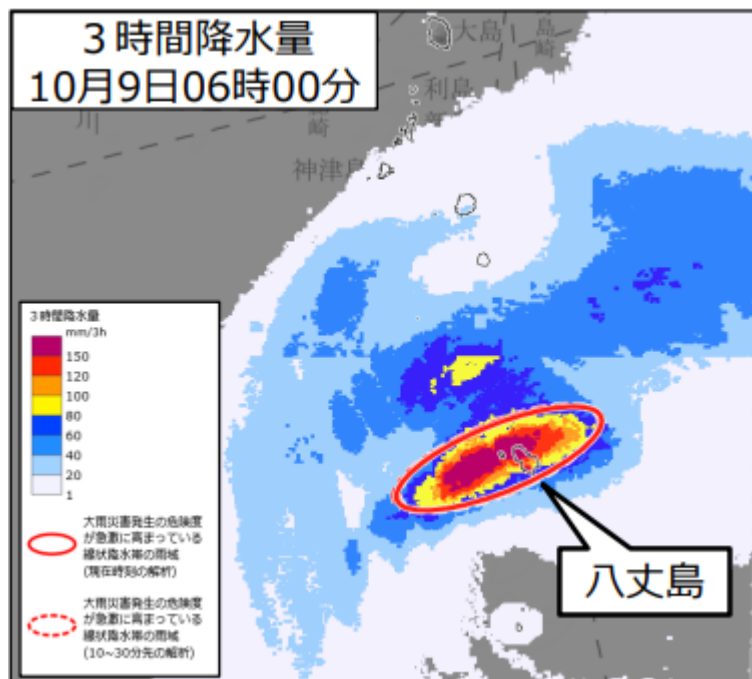
台風第23号は、強い勢力を保ったまま13日昼前にかけて伊豆諸島に最も接近しました。台風の接近に伴い、伊豆諸島では、13日朝に最大瞬間風速40メートル以上の風を観測。海上は猛烈なしけとなり、13日夜遅くにかけて大しけとなりました。また、前線や台風周辺の暖かく湿った空気の影響により、伊豆諸島では、台風が接近する前から大雨となり、多い所で11日から13日にかけての総降水量が200ミリを超えました。

台風第22号 経路図²



² 気象庁「令和7年台風第22号の事例における雨量等の予測と実際の状況等について」（令和7年11月）より引用

伊豆諸島に線状降水帯が解析された時の3時間降水量²



(2) 被害状況

八丈町における台風第22号及び第23号等による被害状況は、本計画策定時点で以下のとおりです。

① 人的被害

報告なし³

② 物的被害

【住家被害】³

全壊	半壊	その他
19	64	633

³ 東京都「令和7年台風第22号及び第23号に係る八丈町の状況について(11月27日8時時点)」より引用

【公共施設等被害】

施設名	被害状況
むつみ第二保育園	天窓一部破損、電気設備故障(空調)、屋根一部破損、フェンス一部破損
若草保育園	入口ドア破損、建物外壁破損、看板破損
あおぞら保育園	窓ガラス破損、電気設備故障(空調)
八丈島共同福祉作業所	電気設備故障
坂上老人福祉館	ドア破損
末吉ゲートボール場	コート土砂流入、堆積
ふれあいの湯	テレビアンテナ破損
やすらぎの湯	天窓破損、雨樋破損、電気設備故障
みはらしの湯	天窓破損、テレビアンテナ破損、土砂・植物の散乱
足湯きらめき	屋根傾倒
洞輪沢温泉	電気設備故障、排水配管土砂流入
八丈病院	屋根破損、天井破損、屋外フェンス破損、ボンベ庫破損、内部漏水
末吉基地局(消防救急無線設備)	多重無線装置故障、外周フェンス一部損傷
中之郷分団詰所	換気設備破損
末吉分団詰所	車庫破損、玄関ドア破損、空調室外機破損、車庫内資機材破損、電気設備破損
防火水槽標識	標識サイン脱落、ポール(支柱)倒壊
空港消防施設	屋根破損、電気設備破損
大川浄水場	導水管破損
大賀郷浄水場	導水管破損
安川ポンプ場	導水管破損
関之戸浄水場	導水管破損
洞輪沢浄水場	取水柵破損
末吉地域配水管	配水管破損
八丈プラザ公園	屋根破損、植栽倒木
底土公園	ドア破損

施設名	被害状況
八丈町役場	空調室外機破損、柵破損、自動ドア故障
富士見公会堂	空調室外機破損、軒下電灯破損
町営粥倉住宅	電柱引込の柱倒壊
町営粥倉団地	フェンス破損
町営丘里団地	隔て板破損、電気設備付属部材破損
町営寺山団地	隔て板破損、受水槽カバー破損、窓ガラス破損
町営神子尾住宅	雨樋破損、軒下裏一部破損
町営神湊第1団地	屋根破損、電気設備灯破損
町営神湊第3団地	隔て板破損、手摺破損
町営瀬戸団地	隔て板破損、掲示板破損
町営中道団地 A～I 棟	消火器収納蓋破損、隔て板破損、屋根破損、天井破損、電気設備付属部材破損、窓ガラス破損、ドア破損
町営中之郷団地	隔て板破損、屋根破損、屋上点検口破損
町営八重根団地	屋根破損、フェンス破損
町営八蔵団地1～5・7・8号棟	非常用階段破損、電気設備付属部材破損、窓ガラス破損、雨戸袋破損、電灯破損
町営八蔵団地集会所	引込電柱倒壊
町営尾越第2住宅	電気設備付属部材破損
町営富士見団地	隔て板破損、屋根破損、屋上ドア等破損
町営末吉団地	屋根破損、屋上点検口破損
町営名古屋住宅	電気設備付属部材破損
三根小学校	窓ガラス破損、サッシ開口部破損、雨水流入による天井ボード腐食
大賀郷小学校	倒木数か所、フェンス一部破損
三原小学校	ドア破損
富士中学校	屋根破損、雨水流入による天井ボード腐食、ドア破損、エアコン室外機破損、校庭砂の流出

施設名	被害状況
大賀郷中学校	倒木数か所、フェンス破損、ドア破損、校庭砂の流出
三原中学校	フェンス歪曲・破損、屋根一部剥離、ドア破損、空調室外機破損、倒木数か所、校庭砂の流出
給食センター	屋外軒天上ボード破損
三根公民館	外壁損傷、窓サッシ破損、電気設備付属部材破損、雨どい・笠木破損
大賀郷公民館	天井雨漏り、ガラスブロック破損、窓網戸・サッシ枠破損
樫立公民館	天井雨漏り、電気設備故障
中之郷公民館	窓ガラス破損、電気設備破損、外部フード破損、水栓給水パイプ破損、天井雨漏り
末吉公民館	駐車場土砂流入、窓ガラス破損、雨水排水パイプ破損、脱落、屋外設置倉庫(自治会)破損
中之郷屋外運動場	窓ガラス破損、フェンス破損・傾斜、備品破損、倒木、電柱傾斜
末吉屋外運動場	グラウンド土砂流入、堆積
樫立屋内運動場	館内雨漏り
中之郷屋内運動場	電気設備破損、ドア破損、暗幕破損、館内雨漏り
末吉屋内運動場	引込電線破損、窓柵破損、引き戸歪み、雨水侵入、館内雨漏り
南原スポーツ公園野球場	防球ネット破損、フェンス破損、ベンチ破損、共有スペース・トイレ浸水
南原スポーツ公園サッカー場	備品破損
南原スポーツ公園	屋根破損
富士グラウンド	防球ネット破損、フェンス一部倒壊、屋外コンテナ倉庫破損

施設名	被害状況
コミュニティセンター	敷地内植栽倒木、備品破損
歴史民俗資料館	植栽倒木、引込柱傾斜、高倉破損・落下、雨戸・窓ガラス破損、雨水侵入
エコ・あぐりまーと	展示温室パネル剥離、屋根破損、ドア破損
担い手育成研修センター (西見)	ハウス被覆材剥離、ハウス骨材破損(17棟)
担い手育成研修センター (南原)	ハウス被覆材剥離、ハウス骨材破損(13棟)
ふるさと村	倒木
宇喜多秀家居住跡	看板破損
名古屋の展望台	見晴らし台破損
八形山フリージア畑	倒木
大越アロエ園休憩舎	引き戸ガラス破損
裏見ヶ滝散策路	橋崩壊、崖崩れ、倒木
沢の小路散策路	倒木
八丈富士登山道	倒木
三原山登山道	倒木
唐滝散策路	崖崩れ、倒木
底土船客待合所	空調設備室外機破損
八丈町クリーンセンター	看板破損、排水管破損、フェンス破損
南原処理場	屋根一部破損、周辺フェンス破損
八丈町汚泥再生処理センター	雨どい破損
八形山リサイクルヤード	看板破損
中之郷埋立処分場	コンテナハウス破損、重機格納庫倒壊、便所倒壊
八丈町火葬場	倒木、誘蛾灯破損
ナズマド公衆便所	ドア破損
垂戸公衆便所	サッシ窓破損
富士中下公衆トイレ	電気設備故障
八丈島の海・山・暮らし館	土砂流入による破損

【町道被害】

暴風・暴雨の影響により、複数の道路で通行止めが発生

通行止め:93箇所⁴

被害状況	倒木、土砂流入、路肩崩落、法面崩落、構造物(縁石、ガードレール等)の破損
道路名	向里大里ヶ原線、中道伊郷名線、綱打ちヶ平桶ヶ尾線、登立ヶ原線、中道伊郷名線、湯浜1号線、平際中之郷線、川座山女川向線、大滝水ノ沢線、湯浜線、音ヶ沢峠の沢線、安沢高根ヶ尾端線、尾端2号線、台ヶ原宮ノ沢線、神子尾1号線、橋の沢ちの川線、葱花水壺線、川尻坪沢線、群平浦ら美3号線、向里大里ヶ原線、大里ヶ原赤間里線、向井里着代線、泉ヶ沢焼香場ヶ沢線、中の川の田樋ノ口線、下林戸2号線、台ヶ原宮ノ沢線、象ノ沢台ヶ原線、宮ヶ路台ヶ原線、関ノ戸芦川ヶ平線、稗ヶ沢一才三郎線、羽黒竹ノ沢線、つくためつくづね坂線、永郷富士山線、八丈富士山線、富士牧場線、出廻り10号線、拭ふ口細入線、細入富士山線、護神片瀬ヶ首線、八形大群線、細入4号線、九蔵金土川線、下原寺山線、赤石山安蔵山1号線、宮ヶ路唐橋ヶ沢線、南沢向1号線、元苅込川の沢線、大苗代2号線、中道与惣次2号線、楊梅ヶ原3号線、屋けん原1号線、藍ヶ里1号線、大群八形山線、赤石山線、釜蓋所元乗山線、阿ら島2号線、外道1号線、平際4号線、木舗山水の出し場線、背戸ノ沢台ヶ原線、里ヶ庭きな川ヶ尾合いぶりや池の下線、川路ヶ沢丁の元線、川際峠の沢線、安庭山3号線、土次第原東安川線、志やんぼ尾端線、関ノ戸芦川ヶ平線、中ノ沢背戸ノ沢線、中里背戸ノ沢線、芦川ヶ沢津すね線、筈樋川島帽子線、ヤボウガ沢神子尾線、滝ノ下安庭山3号線、フゲガ山甲大庭線、道ヶ沢

⁴ 東京都「令和7年台風第22号及び第23号に係る八丈町の状況について(10月31日8時時点)」より引用

	塔ノ沢線、宮ヶ路2号線、楊梅原稲振りの坂線、京言庭1号線、川向名古屋ヶ沢線、筆耕1号線、神子崎田横原石積線、台ヶ原川ノ内線、八重根寺山線、水の出し場長山2号線、寺山2号線、西見山黒金土1号線、南原線、赤石山1号線、大里ヶ原廳ノ沢線、九蔵金土1号線、楊梅原4号線、元乗山釜蓋所線、玉栗農道、阿かん田農道、鴨川林道
--	---

【ライフライン被害】

電力	最大約 6,480 軒が停電 ⁵
通信(固定)	一部不通などの通信障害が発生 ⁶
通信(携帯)	一部通信が極めて不安定などの通信障害が発生 ⁶
上水道	取水施設や水道管の破損、停電に伴う水道施設停止により、最大約 4,100 戸が断水 ⁷

【農林水産業関係被害】³

17.6 億円

⁵ 東京電力パワーグリッド「停電情報」(10月14日12時時点)より引用

⁶ 東京都「令和7年台風第22号・第23号に係る東京都災害即応対策本部会議(第3回)資料」より引用

⁷ 国土交通省「令和7年台風第22号及び台風第23号による被害状況等について(第8報)」(11月13日16時時点)

3. 復興の方向性

(1) 基本理念



明日葉をモチーフにしたロゴ

今日、葉を摘んでも、明日にはもう新しい芽が顔を出す。明日葉の生命力は、八丈島のレジリエンス（復興）そのものです。古くから島の暮らしを支えてきた明日葉は、台風や災害にさらされながらも、何度でも立ち上がる八丈島の姿と重なります。島や関係者の心をついに、力を合わせて進んでいく思いを込めました。

5つの地域（旧村）が合わさってできた八丈町を5枚の葉で表現。様々な色を組み合わせることで、多様な関係者が力を合わせる「協創」のイメージも同時に表します。島の多様な恵みとレジリエンスを、直感的に伝えます。

ONE HACHIJO ～共に創るまち、共に結束（つな）ぐ復興～

今回の災害対応及び復旧活動においては、町民の皆さまをはじめ、八丈町に心を寄せていただいた方々、国・都・町、そして多くの関係機関が互いに協力し、支え合いながら、今なお取り組んでいます。今後、一日でも早く町の姿を取り戻し、さらなる成長へとつなげていくためには、引き続き協働・連携して復旧・復興を進めていくことが重要です。

そこで、災害復興のスローガンとして「ONE HACHIJO ～共に創るまち、共に結束（つな）ぐ復興～」を掲げ、今後の復旧・復興及びまちづくりに取り組んでいきます。「ONE HACHIJO」には、町民、町外の方々、行政、関係機関がひとつに団結する「ONE」と、八丈島ならではの自然、文化、歴史という“ひとつしかない島の魅力（ONE and Only）”を大切にし、未来へ受け継いでいくというもう一つの「ONE」と、二つの想いを重ねています。また、「共に創る、共に結束（つな）ぐ復興」には、単なる原状回復に留まらず、新たな価値を生み出す創造的復興を実現する強い決意が込められています。

私たちはこのスローガンのもと、町民と行政が一体となり、より安全で、より豊かな、次世代に誇れる八丈町を目指していきます。

(2) 基本方針

私たちは、住民の命と暮らしを守り、地域の未来を確かなものとするため、復旧を超えた「創造的復興」を進めていく必要があります。本計画では、被災者の生活再建と社会基盤の回復、そして島全体の持続的な成長につなげるため、次の三つの基本方針のもと、復興に取り組みます。

復興の方向性

基本理念 ONE HACHIJO ～共に創るまち、共に結束(つな)ぐ復興～	
基本方針① 生活と仕事の再建(安心の回復) <①④⑨⑩> 被災された方々の生活再建と働く場の回復を最優先に、住宅の確保や雇用の維持、生活支援体制の充実を図り、安心して暮らせる日常の早期回復を目指します。	
	施策 1-1 被災者への経済的支援
	施策 1-2 恒久的な住宅の再建支援
	施策 1-3 緊急の住宅の確保
	施策 1-4 被災者へのサポート体制の確保
	施策 1-5 雇用の維持・担い手の確保
基本方針② 社会基盤の復旧と強靱化(安全の確保) <①③④⑧⑨⑩> 公共施設、道路・港湾・水道・電力・通信など、地域を支える社会基盤・ライフラインを迅速に復旧するとともに、将来の災害にも耐えうる安全で強靱な体制を構築します。	
	施策 2-1 基盤施設の整備
	施策 2-2 ライフライン施設の整備
	施策 2-3 災害廃棄物等の対応
基本方針③ 産業復興と防災まちづくり(持続的成長) <②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩> デジタル技術や先端技術を活用し各分野のDXを推進することにより、農林水産業・観光業など八丈島の基幹産業の再生と高度化を図り、地域経済の活性化を目指します。あわせて、防災インフラの整備や土地利用の見直しなど、レジリエンスを備えたまちづくりを推進することで、将来にわたり持続的に成長できる地域社会を実現します。	
	施策 3-1 産業復興支援
	施策 3-2 観光振興支援
	施策 3-3 関係人口・移住定住推進
	施策 3-4 災害に強い島づくり

※<>内の数字は、関連する「(1)計画策定の目的」の番号を示す。

4. 復興施策

(1) 基本方針① 生活と仕事の再建（安心の回復）

施策 1-1 被災者への経済的支援

■ 現状・課題

- ・ 本災害により、町民の生活基盤である住宅の損壊被害が多く発生し、これまでの落ち着いた生活を奪われ、不安を抱えながら日々を過ごしている被災者の方が多数います。
- ・ このような被災者は、経済的に大きな被害を受けており、今後の生活再建への見通しが立てられない状況になっている場合もあります。
- ・ 住宅の補修などに係る費用の一部を補助する支援金の支給や生活再建に資する資金の貸付などを行い、被災者が安定的な暮らしを取り戻すための経済的支援を進める必要があります。

■ 主な取組

1-1-1 生活再建支援金などの支給

- ・ 被災者の生活再建に向け、被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援金の支給、雇用保険失業給付の支給、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給など、各種補助金・給付金等の支給や各種制度活用の促進を行います。
- ・ 事業者（個人・法人）等に対し、産業・観光再建支援金の支給などの支援を実施し、農業、水産業、観光・商工業の事業者の早期の生活再建を支援します。

1-1-2 生活資金などの貸付け

- ・ 八丈町災害復旧貸付基金条例に基づく災害復旧貸付基金の貸付、災害援護資金の貸付など、被災者の生活を支えるための資金面の支援を行います。

1-1-3 税や公共料金の減免猶予

- 納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、税や各種公共料金・保険料の減免及び支払猶予など特別措置を行います。
- 罹災証明書・被災証明書により住民税と固定資産税の減免を行います。
- 八丈町の水道を使用している全ての人(官公庁を除く)を対象に、令和8年4月請求分までの水道料金を全額免除する特別措置を行います。

施策 1-2 恒久的な住宅の再建支援

■ 現状・課題

- ・ 本災害による住宅の損壊被害により、これまでの住まいに住民が住み続けることが困難となり、町営住宅、建設型応急住宅を災害後の一時的な住まいとして、避難生活を送る被災者がいます。
- ・ 建設型応急住宅はあくまで一時的な住まいであり、設備や家具は最小限に抑えられています。被災者が再び安心・安全な暮らしを取り戻すためには、恒久的な住宅を確保し、新しい我が家に移り住むことが不可欠です。
- ・ 被災者の恒久的な住宅確保に向けた支援策の検討、相談窓口の設置、各種支援制度の情報発信を行う必要があります。

■ 主な取組

1-2-1 災害救助法に基づく住宅の応急修理

- ・ 一定の被害を受けた住宅に関して、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、もとの住宅に引き続き住み続けられるよう、修理費用の一部を支援します。

1-2-2 被災住宅の相談体制整備

- ・ 住まいの再建に向けて、弁護士、司法書士、建築士等の各種専門家を確保し、被災住宅や今後の住まい確保に関する相談ができる体制を整備し、相談会等を継続的に実施します。

1-2-3 住宅再建に向けた課題把握・支援検討

- ・ 被災者のニーズや課題を把握し、各種制度の活用・促進、支援施策の検討、住宅再建課題に対応した支援等を検討します。

1-2-4 各種支援制度などの情報発信

- ・ 被災者の住宅再建に資する各種支援制度について、多様な媒体を通じて、町民への適切な情報提供を図ります。

施策 1-3 緊急の住宅の確保

■ 現状・課題

- ・ 本災害による住宅の損壊被害により、これまでの暮らし慣れた住まいに住み続けることが困難な世帯が多数発生し、町営住宅、建設型応急住宅に移り、不安を感じながら避難生活を送っています。
- ・ 建設型応急住宅は災害後の一時的な住まいとして提供されるものですが、恒久的な住宅を取り戻すまでの間は、被災者の住環境確保のために確実に提供される必要があります。
- ・ また、入居者の方は将来の不安とともに慣れない生活を送っているため、入居後の生活支援や精神面のケアが不可欠です。

■ 主な取組

1-3-1 応急仮設住宅などの確保

- ・ 応急仮設住宅の設置、町営住宅の活用等により、被災者の緊急の住まいを確保し、恒久住宅に移り住むまでの生活を支援します。

1-3-2 入居者への各種支援

- ・ 日常生活や将来に不安を抱える応急仮設住宅等の入居者に対する見守りを行うなど、継続的な支援を行います。

1-3-3 応急仮設住宅などの利用長期化の防止

- ・ 応急仮設住宅等を利用する被災者の一日も早い恒久的な住宅への住替えを実現するため、見守り・相談窓口の体制整備や住替えに関する情報提供を図ります。

施策 1-4 被災者へのサポート体制の確保

■ 現状・課題

- ・ 本災害で住まいや生活を奪われた被災者は、慣れない生活環境による疲労や生活再建への不安などから心身が不安定な状況にあります。
- ・ 被災者が災害のショックから立ち直り、暮らしを取り戻すために、町民一人一人に寄り添った配慮を行い、被災者のニーズの把握と柔軟な対応に努める必要があります。

■ 主な取組

1-4-1 被災者の見守り体制の確保

- ・ 様々な支援を組み合わせ、専門機関とも連携しながら、被災者一人一人に寄り添った対応を実施します。
- ・ 応急仮設住宅及び在宅被災者の孤立防止等のために見守り支援や訪問相談等を実施します。

1-4-2 相談窓口の設置

- ・ 生活再建に向けた被災者からの多種多様な相談に対応するため、総合相談窓口を設置し、お困りごとの解決や情報提供などを支援します。

施策 1-5 雇用の維持・担い手の確保

■ 現状・課題

- ・ 事業所が損壊するなどの被害を受けた事業者は、経営状況が不安定となり、雇用の維持が困難となるおそれがあります。また、従業員が事業の見通しや今後の町民生活に不安を感じ、離職してしまうおそれもあります。
- ・ 災害により就労の場を失った離職者は、生活に必要な資金を得られず、困窮するおそれがあります。
- ・ 被災した事業者・従業員双方の生業再建のため、事業者における雇用の維持や担い手の確保などの事業継続に向けた支援、離職者の再就職支援、雇用創出などを進める必要があります。

■ 主な取組

1-5-1 被災事業者の雇用確保の支援

- ・ 被災事業者の経営再建に向け、必要な人材確保や雇用維持のための支援を行います。

1-5-2 離職者の再就職などの支援

- ・ 工場や事業所の被災により失業した町民の生業再建のため、新たな雇用創出や求人情報の提供など、離職者の再就職を支援します。

(2) 基本方針② 社会基盤の復旧と強靱化（安全の確保）

施策 2-1 基盤施設の整備

■ 現状・課題

- ・ 台風に伴う倒木や土砂崩れにより、広範囲で町道及び都道の通行止めが発生し、迂回路の通行や路線バスの区間運行など各地で交通障害が発生しました。
- ・ 公民館、コミュニティセンター、学校、保育園、社会福祉施設、体育施設など、多くの公共施設が建物被害を受けました。
- ・ 公的サービスの再開に向け公共施設の復旧を進めるとともに、再度災害の防止に備え、施設・設備の強靱化や施設の在り方・配置の見直しを行う必要があります。

■ 主な取組

2-1-1 道路・交通基盤の復興

- ・ 主要な生活道路について、被災した箇所の復旧を行い、通行止めの早期解消に努めます。
- ・ 復旧工事では、今後の大型台風やその他災害に備えて耐災害性の向上を図り、緊急輸送路としての機能確保を重視します。
- ・ 孤立集落の発生を防ぐため、代替ルートの確保や迂回路の整備を検討します。

2-1-2 港湾施設の復興

- ・ 神湊港など港湾施設について、国・都と連携し、被災した箇所の早期復旧を行います。
- ・ 復旧工事では、今後の大型台風や高波・高潮その他災害に備えた防災・減災機能の強化を図ります。

2-1-3 治山対策の推進

- 土砂災害や倒木による建物被害、道路寸断が発生したことを踏まえ、法面保全や急傾斜地崩壊対策施設の整備などの土砂災害防止対策を実施します。
- 復旧工事では、今後の豪雨や台風による土砂災害の再発防止を目的に、排水施設の整備などの強靱化対策を併せて実施します。

2-1-4 各公共施設の復旧

- 被災した各公共施設等の早期復旧を行い、公共サービスの回復や避難所となる施設が安全で快適な生活環境の整備を進めます。
- 公共施設の一部を災害支援物資の保管場所として活用し、復興に向けた取組を行うとともに、防災拠点としての役割を担うため、機能の強化を図ります。

施策 2-2 ライフライン施設の整備

■ 現状・課題

- ・ 台風に伴う導水管の破損等により、広域かつ長期的な断水被害が発生し、町民生活に不可欠な水の安定供給が失われたり、事業運営が停止するなど大きな影響が生じました。
- ・ 台風襲来直後は、住家の停電や通信障害などの被害が発生しました。
- ・ 水、電気、通信をはじめとするライフラインは町民の生活基盤を支える重要なインフラであり、災害時においても維持・確保されることが不可欠です。迅速に復旧工事を進めるとともに、今回の災害を踏まえ、施設・設備の強靱化を図る必要があります。

■ 主な取組

2-2-1 電力施設・設備の復旧・強靱化

- ・ 災害時においても電力供給が途絶えないよう、施設の耐震化や設備の移設、自家発電設備や蓄電池の導入など、電力事業者等と連携し耐災害性の強化を目指します。

2-2-2 再生可能エネルギーの導入拡大

- ・ 災害時の電力確保や環境負荷低減のため、太陽光・風力・地熱などの再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

2-2-3 水道施設・設備の復旧・強靱化

- ・ 水道施設の早期復旧に対応するとともに、停電リスクに対応できる自家発電設備の整備など強靱な水道システム構築を目指します。
- ・ 老朽化した水道配管及び水道施設の更新や耐震化を順次進めていきます。さらに新たな井戸の設置検討など災害に強い水道施設を整備します。
- ・ 早期復旧と強靱な水道システム構築に向けて、専門的な知見が必要となるため、東京都が設置予定の水道事業に係る検討委員会が実施する水道施設等の実態調査において情報共有及び連携を図ります。

2-2-4 情報通信施設・設備の復旧・強靱化

- ・ 災害時においても通信機能等を維持できるよう、通信事業者とともに施設・設備の防災対策の検討を行い、災害対応力を強化します。

2-2-5 通信インフラの多重化・非常時情報伝達の強化

- ・ 災害時の情報孤立を防ぐため、衛星通信や非常用無線の整備、町内各所への Wi-Fi スポットの設置を進めます。

施策 2-3 災害廃棄物等の対応

■ 現状・課題

- ・ 本災害では多くの物的被害が発生し、被災家屋の廃材や廃家電・家具、倒木、道路や建物に流入した土砂等の災害廃棄物等が大量に発生しました。
- ・ 災害廃棄物等の処理は、復旧・復興の前提となるものであるため、環境負荷に配慮しつつ早急に対応する必要があります。

■ 主な取組

2-3-1 災害廃棄物等の早期処理

- ・ 「八丈町の災害廃棄物処理の方針について」(令和7年11月13日)に基づき、処理実行計画の策定や円滑ながれき等の処分を進めます。
- ・ 国や都と連携し、災害廃棄物等の早期処理に必要な事業者や人員、施設等を確保し、解体・処理及び災害廃棄物の撤去を迅速に進めます。

(3) 基本方針③ 産業復興と防災まちづくり（持続的成長）

施策 3-1 産業復興支援

■ 現状・課題

- ・ 台風に伴う強風や断水などにより、農業施設の被害、漁協施設の停止、事業所・店舗の被害、工場の生産設備の被害など、各産業に大きな影響が発生しました。
- ・ 産業復興・経済回復は町民の生業再建に直結するものであり、島の賑わいを取り戻すために事業再開に向けた取組・支援を早急に進める必要があります。

■ 主な取組

3-1-1 中小企業の事業再開支援

- ・ 都と連携し、被災した中小企業者等を中心に、災害復旧資金融資など営業再開や経営安定化に必要な運転資金及び施設資金の融資による支援を実施します。
- ・ 地域企業再建支援事業費補助金、地域企業再建緊急特別雇用支援事業などを活用し被災した中小企業への国・都との復旧支援の補助事業を行います。
- ・ 金融機関や都と連携し、災害復旧貸付利用などに関する相談に対応する窓口を設け、事業の安定化を支援します。

3-1-2 農業基盤施設の復旧・強靱化

- ・ 農地へ流入した土砂や流木・倒木の撤去等や災害によって被害を受けた農業用施設（農道・林道・水路）などについて、都と連携し補助事業を活用しながら早期復旧を目指します。

3-1-3 水産業基盤施設の復旧・強靱化

- ・ 被災した漁港施設などの早期復旧を目指します。
- ・ 断水、停電による漁港施設の停止を改善すべく、非常用電源、冷却・製氷機器の再整備を検討します。

3-1-4 農業の再建支援

- 都と連携し事業を活用して、被災した農業用生産施設の再建、農業用の被覆資材や肥料の購入費、農地内の倒木等の撤去費用等を支援します。
- 被災した農業者に対し、農業特別対策資金(農業近代化資金)や農林漁業セーフティネット資金の貸付け等を実施し、産業の復旧及び経営の安定維持を支援します。遊休農地の活用等を検討し、被災した農業者の営農再開を支援します。

3-1-5 水産業の再建支援

- 都と連携し、漁業協同組合の経営安定化に取り組みます。
- 農業、商工業、観光業と連携して魚介類や水産加工品の地産地消を推進し、水産振興を図ります。

3-1-6 地域資源を活用した雇用創出

- 伝統工芸や農水産物の加工・販売、リモートワーク拠点の整備など、地域資源を活用した新たな雇用創出に取り組みます。

3-1-7 産業 DX の推進

- ロボット、ICT、IoT などの先端技術の導入を通じて、スマート農業・スマート水産業を計画的に推進し、災害リスクや人口減少に対しても安定的に持続する強靱な産業の形成を目指します。

3-1-8 地域活性化への支援

- 産学官民連携を視野に、被災事業者の行うブランド化などの事業展開や、地域活性化への支援を進め、被災地域の活力回復を図ります。

施策 3-2 観光振興支援

■ 現状・課題

- ・ ホテルや宿泊施設の損壊、温泉をはじめとする観光施設や飲食店の休業などにより、観光業に大きな被害が発生しました。
- ・ 観光関連産業は町内で最も大きな割合を占める重要産業であり、島の賑わい創出や地域活性化につながるため復興が不可欠です。
- ・ 観光基盤の復旧を早急に進めるとともに、島の安全や価値・魅力を多様なツールを活用して情報発信し、観光客の誘致を推進する必要があります。

■ 主な取組

3-2-1 観光基盤の整備

- ・ 被害を受けた観光施設等について、関係機関等と連携し、被害箇所の早期復旧や営業再開を進めます。
- ・ 観光資源となる施設や自然環境等への投資的整備を図り、観光振興上の基盤を強化することで、被災地域の魅力の再生を目指します。
- ・ 観光協会の運営支援や、観光関連団体との協働などにより、観光振興の推進体制を強化し、観光経済の早期回復を促進します。
- ・ 繁忙期を念頭に二次交通の充実化を図り、被災後でも観光客が訪れやすい環境を整備し、観光客の移動円滑化を推進します。

3-2-2 戦略的な観光客誘致

- ・ 旅行会社や航路海路事業者等との協働により、被災後でも観光客が訪れやすい旅行商品の企画開発を推進します。
- ・ 体験型観光の推進や観光イベントの充実により、地域活性化と八丈島を満喫する機会の創出を図ります。また、これらの取組を通じて被災地域の観光資源を再生し、観光客誘致による地域経済の回復を促進します。

3-2-3 情報発信の強化

- 観光施設等の復旧・復興状況を正確に情報発信するとともに、島の安全性や魅力・価値が島外に適切に伝わるための施策を検討・実行します。
- 観光サインの整備により、観光客の利便性向上を図ります。
- SNSなどのウェブサービスやウェブメディアの活用を一層推進し、時代に即した情報発信を強化し、効果的に島の復興状況や魅力を島内外に伝えます。
- パンフレットや観光案内所での多言語案内を促進し、インバウンド需要への対応を推進します。案内時は、島の安全に関する情報や復興状況を明確かつ適切に発信することで、すべての観光客の安心感を高めます。

3-2-4 観光 DX の推進

- 先進的な技術の活用により観光 DX を推進し、観光産業の生産性の向上、島の魅力・価値の向上を図り、被災後の島の賑わいを取り戻します。

施策 3-3 関係人口・移住定住推進

■ 現状・課題

- ・ 本災害による家屋被害や事業所の営業停止などを通じ、島での生活や将来性に不安を抱えた町民が島外に移住することが考えられます。
- ・ 町民の島外移住は人口減少の進行につながり、産業、教育をはじめ地域社会の維持形成に大きな影響をもたらします。
- ・ 安全・安心な島づくり及び適切な情報発信により、島からの人口流出を抑えるとともに、移住者の受け入れを促進し、定住者の増加を図る必要があります。

■ 主な取組

3-3-1 人口流出の防止

- ・ 地域企業再建緊急雇用支援事業や雇用調整助成金の活用など八丈島民の離職・離島を減らすべく支援事業の展開を検討していきます。

3-3-2 「交流人口」「関係人口」の拡大

- ・ 各種施策における域外交流を推進し、交流人口の裾野を広げ、従来以上に関係人口の創出を図ります。

3-3-3 移住定住の推進

- ・ 民間団体等との連携・共創や、地域おこし協力隊制度の活用をさらに強化し、移住希望者の受け入れ態勢を強化します。
- ・ 移住先として「選ばれる島」から「住み続けたい島」へ転換し、住まい、仕事、子育て環境を軸として移住・定住を促進することにより、移住者及びまち全体の幸福度最大化を目指します。
- ・ 住み続けたい、次世代につないでいきたいまちになるために、町、住民、地域、企業が「共創」の精神で一丸となり、八丈町基本構想・基本計画等の公共計画に取り組み、「八丈町 人口ビジョン」を達成します。

施策 3-4 災害に強い島づくり

■ 現状・課題

- ・ 本災害では、住家被害や公共施設の損壊、土砂災害や倒木による道路の通行止め、停電や水道施設の被害に伴う長期的な断水、復旧に必要な物資不足などの被害が発生しました。
- ・ 町民の安定した暮らしを取り戻し、島の貴重な財産を未来にわたり守り続けていくためには、同じような被害を二度と繰り返さない島づくりが不可欠です。
- ・ 災害の復興期では単に被害箇所を復旧するにとどまらず、本災害の被災経験や教訓を整理し、島全体の防災力を強化する必要があります。

■ 主な取組

3-4-1 地域防災計画・国土強靱化・地域計画の見直し

- ・ 法令改正やガイドライン修正など国や都の動向を踏まえて、八丈町に即した地域防災計画や災害対応マニュアルになるよう改訂を実施します。
- ・ 地域防災計画等を踏まえ、関係機関及び町民と協力し、防災体制等の検討や見直し、被害の最小化や迅速かつ確な避難等を図ります。
- ・ 断水が長期化した本災害の教訓を踏まえ、災害時における水の確保及び被害施設の復旧について迅速かつ適切に対処するため、輸送・給水において必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立します。
- ・ 国土強靱化地域計画の見直しにあたり、町内のインフラや生活基盤、避難体制等について脆弱性評価を実施し、災害リスクの高い箇所や課題を明確化した上で、必要な対策を検討・反映します。

3-4-2 備蓄計画の見直し

- ・ 台風被害や地震災害等に備え、備蓄計画を見直します。連続する悪天候で島外からの物資輸送が困難な場合にも対応できる体制を目指します。
- ・ 本災害で島民のニーズを踏まえた物資供給の課題を把握し、備蓄計画に基づいて備蓄の強化を進めるために倉庫の確保を行います。

3-4-3 災害時受援体制の強化

- 災害発生時に迅速かつ円滑に外部支援(自治体・企業・団体・ボランティア等)を受け入れるため、受援窓口の設置や受援マニュアルの整備、事前協定の締結を進めます。
- 災害時に外部支援者が活動しやすいよう、受援拠点となる施設の確保・整備や、物資集積・分配のためのスペースを確保します。
- 災害時に必要な支援内容や受援状況を、町内外に分かりやすく発信し、支援者との調整を円滑に行う体制を構築します。

3-4-4 防災対策の高度化

- AI やドローンをはじめとするデジタル技術・先端技術の活用により、防災対策を高度化し、平時におけるインフラの効率的な維持・強化や災害初動期における対応力の強化を図ります。

3-4-5 フェーズフリーの概念を取り入れた機器等の調達・導入

- 各分野の取組及び通常の業務環境において、フェーズフリーの考え方を取り入れた、様々なデジタルツール等の導入を検討し、日頃使い慣れたデジタル機器等を発災時にも応用的に活用し、迅速な災害対応を行える基盤を構築します。

3-4-6 危険箇所の事前整備

- 災害の危険性の高い箇所について検証及び確認を実施し、都と連携して、安全確保に向けた対策を検討します。

3-4-7 危機管理体制の強化

- 大規模災害時の体制強化、人員確保の連携強化及び指示・連携システムの明確化を図ります。
- 職員の災害対応力向上のため、本災害の教訓も踏まえた訓練や研修等を実施します。
- 本災害を踏まえ、より実践的な防災訓練の実施、防災意識の醸成の促進を図り、島民全体の防災力向上を推進します。

3-4-8 災害時医療体制の強化

- 災害等で医師が来島できない場合でも、島内でオンラインでの診療を受診できる環境整備を図ります。
- 断水時でも透析などの医療体制を継続するために、防災井戸等の設置を検討します。

<p>3-4-9 避難所等の防災機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校や公民館等の指定避難所等について、避難所環境の安全性の確保、快適性の向上、備蓄の強化、関係機関との連携強化等を図ります。 災害リスクを踏まえた避難所の見直し、避難所開設の訓練実施等を行います。 要配慮者の避難や災害関連死の防止ができるよう、国や都、民間福祉事業者等と連携し、福祉避難所の確保や機能強化に努めます。
<p>3-4-10 防火水槽を活用した生活水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災での利用を目的とする防火水槽を、町民が生活雑用水として補えるよう蓋の改良と手動ポンプの配備により生活雑水の確保を図ります。 今後、新設される耐震性貯水槽の貯水を、農業用水を引き込み貯水することで、上水道が利用できないときでも、生活雑水が確保できるように検討します。
<p>3-4-11 多世代・多様性に配慮したコミュニティスペースの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者、外国人観光客やペットとの同行避難など多様な住民に配慮したコミュニティスペースを整備し、安心して避難・生活できる環境を提供します。
<p>3-4-12 各公共施設の再配置の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の在り方を見直し、必要に応じて八丈町公共施設等総合管理計画の改定を行い、施設ごとの復旧方針や災害リスクを考慮した再配置を検討します。
<p>3-4-13 災害記憶の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 本災害を含め、八丈島でこれまで発生した災害について風化させることなく、今後の防災・減災に向けて経験や教訓などを活かせるよう災害の記憶の伝承に努めます。 災害教訓を各種施策に反映し、災害対応力の向上を図ります。 小中学校での防災・復興教育プログラムを充実させ、地域の歴史や災害経験の継承を図ります。
<p>3-4-14 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や都、八丈町社会福祉協議会をはじめとした各種団体、民間企業や大学、ライフライン事業者、NPO 等との災害時応援協力体制を強化し、災害復興に係る連携を強化します。

5. 復興計画の推進に向けて

(1) 住民・地域・行政の協働による推進

八丈町の復興を着実に進めるためには、住民・地域団体・事業者・行政が一体となり、互いに知恵と力を結集する協働体制が不可欠です。住民の声を各施策に反映し、地域の特性や課題を踏まえた復興まちづくりを推進します。また、国・東京都・関係機関・他自治体とも積極的に連携し、迅速かつ持続可能な復旧・復興を目指します。

(2) 復興推進体制の確立と多様な主体との連携

災害復興本部を中心に、町全体で復興施策を総合的・計画的に推進します。また、防災・災害対応を切り口として行政サービスを進める新たな部署を設立し、各連携機関との調整等の円滑化、チームでの運営体制による継続的かつ発展的な防災行政サービスの推進を強化します。さらに、NPO・ボランティア・大学・企業・民間人材等との連携を強化し、多様な主体の参画による復興を進めます。

(3) 進捗管理の徹底による着実な復興推進

本計画に掲げる各施策・事業については、各担当部署が進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。進捗管理の徹底により、計画の着実な推進と透明性の確保に努め、住民への情報提供や説明責任を果たします。

(4) 災害教訓の継承と防災意識の向上

今回の災害で得られた教訓や経験を住民・事業者・行政が共有し、今後の防災・減災に活かすための取組を推進します。災害記録の保存や防災教育の充実、地域の歴史や災害経験の継承を図り、住民全体の防災意識の向上を目指します。

(5) 財源確保と持続可能な行財政運営

復興事業の円滑な推進のため、国・都の復興交付金や各種補助金等を最大限活用するとともに、町独自の基金造成や既存事業の見直しによるコスト削減など、多角的な財源確保策を講じます。中長期的な財政見通しを持ち、効率的・計画的な行財政運営に努めます。

八丈町災害復興計画
(令和7年台風第22号、第23号)

発行日 令和8年2月

編集・発行

八丈町企画財政課

〒100-1498

東京都八丈島八丈町大賀郷 2551-2

電話 04996-2-1120

FAX 04996-2-4824